

相模原市障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第51条の3、第51条の4、第51条の32、第51条の33及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の27、第21条の5の28、第24条の19の2において準用する第21条の5の27及び第21条の5の28、第24条の39並びに第24条の40の規定に基づき、障害者総合支援法に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)に対して行う業務管理体制の整備に関する検査等について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施及び均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般検査 業務管理体制の届出内容を確認するため、実施計画に基づき選定した障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。
- (2) 特別検査 指定事業所等の指定等取消処分相当の事案が発覚した場合に、業務管理体制の整備状況及び組織的関与の有無を検証するため、当該障害福祉サービス事業者等又はその本部等に立ち入ることにより検査する。

(検査の対象)

第3条 検査の対象は、次のとおりとする。

- (1) 一般検査 実施計画に基づき選定した障害福祉サービス事業者等
- (2) 特別検査 指定事業所等の指定等取消処分相当の事案が発覚した障害福祉サービス事業者等

(検査の体制)

第4条 検査の体制は、次のとおりとする。

- (1) 一般検査 業務管理体制の届出事務を所掌する課が実施する。
 - (2) 特別検査 障害福祉サービス事業者等の監査を所掌する課が実施する。
- 2 検査は、複数の職員で実施する。

(検査の実施)

第5条 検査の実施に当たっては、検査対象となる障害福祉サービス事業者等に対し、事前に文書により通知する。ただし、実効性のある実態把握の観点から必要と認める場合には、立入り時に速やかに告知することにより、事前通知を行わないことができる。

(結果通知)

第6条 検査の結果は、文書により通知するものとし、勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた場合には、期限を定めて文書により改善報告を求める。

(行政上の措置)

第7条 検査の結果、改善を要する事実が認められた場合は、文書により次に定める行政上の措置を行うことができる。

- (1) 勧告 障害者総合支援法第51条の2、第51条の31及び児童福祉法第21条の5の26、第24条の19の2において準用する第21条の5の26及び第24条の38に規定する厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。
- (2) 命令 勧告を受けた障害福祉サービス事業者等が、正当な理由なく前号の定めによる勧告に係る措置をとらなかつたときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。